

小規模事業者の
みなさまへ

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が商工会の助言等を受けながら、事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援します。

【補助上額】

50～200万円



免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。(最大250万円)

※詳細は公募要領をご覧ください。

◎補助対象者(以下の小規模事業者)

	業 種	従業員数
①	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
②	宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
③	製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◎募集期間

第12回受付締切:2023年 6月 1日(木)「様式4発行受付締切 R5年5月25日」

第13回受付締切:2023年 9月 7日(木)「様式4発行受付締切 R5年8月31日」

※本事業の申請に際しては、地域の商工会で確認を行い、確認後「様式4・事業支援計画書」を発行してもらう為に一定の日数がかかります。締切までに十分に余裕を持って相談くださいますようお願いいたします。

応募方法:本補助金は、**三沢市商工会**(TEL:0176-53-2175)へ申請願います。

◇公募要領は、青森県商工会連合会のホームページからダウンロードできます。

(URL) <http://www.aomorishokoren.or.jp/>

青森県商工会連合会 〒030-0801 青森県青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館 6階
TEL:017-734-3394

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓を支援します。

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率	2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)			
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額50万円を上乗せ			

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒アツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例⇒免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。

事例 ①

※青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例 ②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

活
用
例